別表六(十四)の表中「当初申告税額控除可能額(当該過去適用事業年度等の当初申告の(別表六(九)付表「24」又は別表六(十)付表「21」))」を「当初申告税額控除可能額(当該過去適用事業年度等の当初申告の(別表六(九)付表「32」又は別表六(十)付表一「21」))」に、「非特定欠損金調整取戻税額の合計額(当該過去適用事業年度等の別表十八(二)「24の計」)」を「非特定欠損金調整取戻税額の合計額(当該過去適用事業年度等の別表十八(二)「25の計」)」に、「税額控除超過額の合計額(当該過去適用事業年度等の別表二)「23の計」)」を「税額控除超過額の合計額(当該過去適用事業年度等の別表十八(二)「24の計」)」に改め、同表の記載要領第１号中「が租税特別措置法第42条の４第13項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）(同条第18項」を「が租税特別措置法第42条の４第14項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）(同法第42条の４の２第２項（特別試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）」に、「所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）第13条」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第12号）第７条」に改め、「の租税特別措置法」の次に「(次号において「令和８年旧措置法」という。)」を加え、同第２号中「第42条の４第13項」を「第42条の４第14項又は令和８年旧措置法第42条の４第18項において準用する同条第13項」に、「同条第８項第４号（同項第10号の規定により読み替えて適用する場合及び同条第18項」を「租税特別措置法第42条の４第８項第４号（同法第42条の４の２第２項」に改め、「含む。)」の次に「及び令和８年旧措置法第42条の４第18項において準用する同条第８項第４号」を加え、同号(1)中「別表六(九)付表「17」又は別表六(十)付表「15」」を「別表六(九)付表「22」又は別表六(十)付表一「15」」に改め、同号(2)中「別表六(九)付表「23」又は別表六(十)付表「20」」を「別表六(九)付表「28」若しくは「31」又は別表六(十)付表一「20」」に改め、同号(3)中「別表六(九)付表「25」又は別表六(十)付表「22」」を「別表六(九)付表「33」又は別表六(十)付表一「22」」に改める。

別表六(十五)の表中「調整前法人税額超過構成額(別表六(六)「８の⑤」)」を「調整前法人税額超過構成額(別表六(六)「８の⑥」)」に、「調整前法人税額超過構成額(別表六(六)「８の④」)」を「調整前法人税額超過構成額(別表六(六)「８の⑤」)」に改め、同表の記載要領第１号中「(以下この号において「令和７年旧措置法」という。)第42条の６第２項若しくは第３項」を「第42条の６第３項」に改め、「又は令和７年旧措置法第42条の６第３項」を削る。

別表六(十六)の表中「調整前法人税額超過構成額(別表六(六)「８の⑦」)」を「調整前法人税額超過構成額(別表六(六)「８の⑧」)」に、「調整前法人税額超過構成額(別表六(六)「８の⑥」)」を「調整前法人税額超過構成額(別表六(六)「８の⑦」)」に改め、同表の記載要領第１号中「）第42条の９第１項若しくは第２項」を「）第42条の９第２項」に、「、所得税法等の一部を改正する法律（令和４年法律第４号)」を「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和４年法律第４号)」に改め、「以下この号及び」及び「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第11号）第７条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の９第２項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)」を削り、「、令和７年旧措置法」を「又は令和７年旧措置法」に改め、「又は令和４年旧措置法第42条の９第２項」を削る。

別表六(十七)の表を次のように改める。